

大信学校給食センター給食配送等業務 仕様書

発注者（大信学校給食センター所長含む。以下同じ。）は、大信学校給食センター給食配送等業務（以下「業務」という。）を受注者に委託する。

受注者は、この契約に基づく業務が、児童生徒等の健全な発育のため、教育的役割を持つ重要なものであることを認識し、保健衛生に万全の注意を払い、適切な管理のもと業務の遂行に努めること。

1 業務を行う場所

白河市大信学校給食センター（白河市大信増見字八幡山 55 番地）

業務対象校・・・大信小学校、大信中学校、大信幼稚園

2 人員配置及び就業時間（就業時間に休憩時間は含まない）

| 配置従業員数 | 就業時間 |
|--------|---------|
| 常勤 1 人 | 4. 5 時間 |

業務対象校への配送・回収の業務行程は、別紙「配食・回収業務行程及び給食配送等業務工程表」のとおりとする。

3 基本給食実施日数

年間 概ね 205 日（学校行事等により、若干の変動あり）

業務実施日は、年度当初に発注者が提示する「給食配送等業務年間予定表」のとおりとする。

4 長期休業期間における清掃作業等

概ね給食開始前 2 日及び給食終了後 2 日

ただし、緊急時等作業が必要な場合には、必要に応じて勤務するものとする。

5 関係法令等の遵守

受注者は、学校給食法、食品衛生法、労働安全衛生法、労働基準法等の関係法令、その他関連法規及び関連要綱等を遵守すること。

さらに、学校給食法第 9 条に基づく「学校給食衛生管理基準」（平成 21 年文部科学省告示第 64 号）及び食品衛生法の HACCP、「大量調理施設衛生管理マニュアル」（平成 9 年 3 月 24 日衛食第 85 号）、「学校給食の手引改訂版」のほか、関係諸法令等も遵守すること。

また、受注者は、保健所の指示に従うとともに、業務に関する事故についてすべての

責任を負わなければならない。ただし、労働請負の範囲での責任に帰するものとし、その判断は所轄監督官庁の判定に基づくものとする。

6 業務内容

(1) 給食配送関連業務

- ① 受注者は、配送車にコンテナを積み込み後、各学校等の所定の場所（給食搬入口等）まで配送し受け渡す。給食後、各学校等の所定の場所（給食搬入口等）から回収し、給食センターへ配送する。
- ② 受注者は、発注者所有の配送車2 tトラック（白河110さ5590）を使用する。
- ③ 受注者は、毎日業務開始前に衛生管理日常点検を実施し、点検票に記録する。また、配送及び回収の際、「学校給食配送等業務日誌」に必要事項を記入する。
- ④ 受注者は、食器・食缶等の不足（一食分あたりの個数が決まっている主菜等の数が不足している場合を含む。）が生じた場合は、その不足分について再度配送する。
また、給食センターと学校等間において給食に関する書類等の提出がある場合、給食配送等業務従事者（以下「従事者」という。）はその受渡しを行う。

(2) 清掃関連業務

- ① 受注者は、配送用コンテナの洗浄及び消毒、配送車の日常点検・洗浄及び消毒を毎日行う。また、必要に応じて配送車の燃料の給油を行う。
- ② 受注者は、作業終了後の施設及び休憩室、廊下、便所等の共用して使用する箇所を清掃し、清潔に保つ。
- ③ 受注者は、必要に応じ敷地内の除草、除雪等の環境整備作業を行う。

(3) 衛生・健康管理業務

- ① 受注者は、従事者の健康管理を行う。
- ② 受注者は、受注者負担にて、年1回健康診断を実施する。また、当該健康診断を含め年3回定期的に健康状態を把握し、記録を保管する。
健康診断を除いた定期的健康状態の把握については、食品を取り扱う従事者として必要な項目（「学校給食事業における安全衛生管理要綱」第3の2による健康管理の各項目）の確認を行うものとする。
- ③ 従事者は、赤痢菌、サルモネラ菌、チフス菌、パラチフスA菌、腸管出血性大腸菌に係る保菌検査を月2回、受注者負担にて実施すること。なお、陽性者が出た場合は、受注者負担にて陰性になるまで検査を実施すること。
- ④ 受注者は、家族も含め下痢、発熱、腹痛、嘔吐をしている者、感染が疑われる者を業務に従事させない。また、手指に化膿疾患のある者は手袋を着用のうえ業務に従事すること。
- ⑤ 受注者は、②、③の結果の写しを速やかに施設長に提出すること。

(4) その他の業務

- ① 受注者は、施設内及び敷地内の設備等の軽微な修繕を行う。

② 受注者は、上記(1)から(3)に付帯する業務を行う。

7 業務全般に関する協議

受注者は、業務全般に関する協議を発注者と毎月1回以上実施し、相互支障のないように努めること。

8 業務従事者

(1) 受注者は、受配校への食器・食缶等の配送、回収、配送車の清掃、洗浄、消毒及び日常点検等の業務遂行に必要な資格等を有し、身体機能に問題がなく健康である専従の従事者を1人配置すること。なお、できるだけ配送等業務経験を有する者を配置することとし、また、従事者に休暇、時短勤務等がある場合は専従の従事者と同等の資格等を有する代替要員を必ず配置すること。

(2) 従事者の報告

受注者は、選任した従事者について変更があった場合、業務開始前に発注者に報告すること。

(3) 従事者の教育及び研修等

- ① 受注者は、業務が円滑に行われるよう、研修を行い、従事者の資質向上に努めること。研修実施後は、研修実施報告書（任意様式）を発注者に提出すること。
- ② 受注者は、新規に業務に従事する者については、事前に必ず研修を実施したうえで、業務に従事させること。
- ③ 受注者は、新規採用者を業務に従事させるときは、従事する日の直前1カ月以内に6(3)②に規定する健康診断を行い、従事する日の直前の2週間以内に6(3)③に規定する検査を行うこと。
- ④ 受注者は、発注者が必要と認めた場合には、発注者又は関係機関等が実施する研修に積極的に参加させること。

9 設備、備品等の管理

(1) 発注者は、施設設備、備品、機器、器具等を設置管理し、受注者に無償で貸与する。

(2) 受注者は、貸与を受けた施設設備、備品、機器、器具等を業務以外に使用してはならない。ただし、発注者の指示がある場合はこの限りではない。

10 費用の負担区分

(1) 発注者が負担する費用

発注者は、業務に要する費用のうち、車両法定整備及び定期点検整備費用、車両本体・備品等に係る交換及び修繕に係る費用、配送車の燃料代について負担する。

(2) 受注者が負担する費用

受注者は、従事者の人件費、福利厚生費、配送用被服類費（上下白衣、帽子、マスク、靴等）及び、従事者の保健衛生費（健康診断）等について負担する。

従事者は、給食実施日の給食を食する。その際の給食費は受注者が負担する。

(3) その他

発注者と共有して使用するものや負担区分が明確でないものは、双方協議の上、応分の負担をする。

1.1 配送車両の定期点検等への協力

受注者は、発注者が行う配送車両の車両法定整備及び定期点検等があった場合は、積極的に協力すること。

1.2 事故及び損害賠償等に関すること

(1) 受注者は、業務過程において、事故が発生した場合は直ちに施設長へ報告し、速やかに改善策を講じなければならない。

(2) 受注者は、業務委託の実施にあたり、食中毒や事故等の対応として生産物賠償責任保険又は食品衛生協会加入者による食品賠償共済に加入していること。

(3) 受注者は、次の各号に掲げる事項に該当し、その結果、発注者に損害を与えたときは、発注者に賠償をしなければならない。

① 故意又は過失により、食中毒の原因となる細菌等、その他人体に有害な物質が学校給食に混入したとき。

② 故意又は過失により、配送車両、施設設備、備品、機器、器具等を損壊したとき。

(4) 受注者は、給食配送に関する業務中の事故については、第三者が被った損害に対応できるよう、配送車両について、対人、対物は無制限、車両保険は時価、搭乗者傷害の自動車任意保険に加入しなければならない。

1.3 その他

(1) 受注者は、業務開始前までに、従事者に対して業務内容について説明を行うこと。

(2) 受注者は、適正な業務の運営ができるよう、経費の節減に努めなければならない。そのため、電気、水道の不必要な使用を避けるとともに、故障の原因とならないよう、施設設備の正しい操作方法を熟知すること。

(3) 受注者は、契約日から業務開始までの期間、業務の準備作業を実施する。なお、事前準備にかかる費用については施設の維持管理費用を除き、受注者が負担すること。

(4) 受注者は、業務委託期間満了又は契約の解除により契約が終了する場合は、業務の引継ぎができるよう留意事項を取りまとめた引継書を作成し、次期受注者に対して適切な引継ぎを行うこと。

- (5) 受注者は、本仕様書に定めのない事項であっても、本業務委託に付随する業務は、誠意をもって対応すること。なお、業務を遂行するうえで疑義が生じた場合には、発注者と受注者が協議の上決定するものとする。